

民生福祉常任委員会記録

平成31年3月11日

【開催日】 平成31年3月11日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午前10時50分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	山田伸幸
委員	大井淳一郎	委員	杉本保喜
委員	恒松恵子	委員	松尾数則
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
市民部長	城戸信之	市民部次長兼市民生活課長	藤山雅之
環境課長	木村清次郎	環境課課長補佐	湯淺隆
環境調査センター所長	山下貢治	環境衛生センター所長	池田康雄
福祉部長	岩本良治	福祉部次長兼高齢福祉課長	兼本裕子
福祉部次長兼国保年金課長	桶谷一博	健康増進課長	尾山貴子
健康増進課課長補佐兼地域医療係長	銭谷憲典	健康増進課主査兼母子保健係長	大海弘美
健康増進課食育連携係長	加藤諭香江		
都市計画課長	河田誠	都市計画課建築指導室長	迫田勝憲

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	議事係主任	原川寛子
------	-----	-------	------

【付議事項】

- 1 議案第28号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について（環境／都市）
- 2 議案第34号 山陽小野田市食育推進会議条例の制定について（健康）
- 3 議案第43号 財産の無償譲渡について（健康）
- 4 平成30年議案第102号 山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について（環境）
- 5 閉会中の継続調査事項について

午前9時 開会

吉永美子委員長 ただいまより民生福祉常任委員会を開会します。冒頭申し上げます。本日は東日本大震災の発災から8年を迎える日です。その時間に合わせて14時46分に犠牲になられた皆様に哀悼の意を表して黙祷を行いますので、そのときは中断しますので、よろしく申し上げます。それでは皆さんのお手元に審査日程がありますが、この審査内容、日程に基づき審査を行いますので、協力をよろしく申し上げます。それではまず日程第1、議案第28号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。執行部の説明をお願いします。

木村環境課長 それでは議案第28号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。これは、山口県の事務処理の特例に関する条例により移譲を受けている事務、いわゆる権限移譲事務と言いますが、その事務のうち別表第15に規定する長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び別表第19に規定する理容所検査手数料等について、消費税及び地方消費税の率の引上げに伴い山口県の手数料が改正されるため、本市においても山口県と同額の手数料を定めるよう所要の改正を行うものであります。

まず先に環境課該当分を説明します。新旧対象表の6ページをお開きください。別表第19の項目13番の理容所検査手数料から19番の化粧場設置許可申請手数料までであります。それぞれの手数料のうち、課税対象となる部分、山口県が算出していますが、その中の印刷製本費、旅費、通信運搬費、消耗品費などの課税対象となる部分の消費税改正を行った結果、10円から20円の増額となるものであります。環境課がこの検査等で行っているのは、年間平均7件から8件で、影響額はほとんどありません。次に、都市計画課より説明をします。

山田伸幸副委員長 この議案が都市計と民福に関するもの、環境に関するものが一緒になった理由があるんですか。まずそれを説明してください。

木村環境課長 通常の消費税関係のものは別途行っていますが、こちらは権限移譲事務ということで、環境課で言いますと、理容所とか美容所とかを開設するときに検査を行います。これは本来県の条例、規則、要綱に基づいて許可を行うところですが、その事務をこちらで行っています。都市計画も住宅の関係についてこちらで行っていますので、そのときに歳入が県の条例に合わせて、県に納めるというやり方ではなく、こちらで

事務をしますので、山陽小野田市の手数料徴収条例の中に権限移譲分ということで載せている分、それが今回改正になるのが環境課分と都市計画課分とありましたので、一緒に提案している状況です。

山田伸幸副委員長 事務局にお伺いしたいんですが、こういったものは分離して、所管の委員会でやるべきではないかと思うんですが、今回一本化になったものは問題ないと考えていいんでしょうか。

中村議会事務局長 一つの議案を二つの委員会に分割付託するのは法に抵触するというか、違反するという解釈が一般的です。必要があれば連合審査という方法もあるということです。

河田都市計画課長 都市計画課関連で改正の対象となる手数料は、議案第28号参考資料、山陽小野田市手数料徴収条例新旧対照表の1ページ、別表第15の1「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（新築住宅）」と、4ページ、別表第15の3「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料（既存住宅）」が今回の改正の対象となります。長期優良住宅建築等計画認定に関する申請は年間70件程度ありますが、近年、今回の手数料改正で増額となる部分に該当する申請の実績はなく、平成31年度の予算への影響額は少ないと考えています。

吉永美子委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を受けます。

山田伸幸副委員長 長期優良住宅を今簡単に言われましたが、そもそも長期優良住宅建築等計画認定申請とあるんですが、これは一体どういったものなのか説明をお願いします。

迫田都市計画課建築指導室長 長期優良住宅といいますのは、従来のスクラップ・アンド・ビルドの形を考え直そうということで、長期にわたり良好な状態で使用するために、ある一定の基準を国が定めたものです。国が定めた基準に適合しているかどうかを、申請者の方が申請していただいて、それに適合していると市が判断したのに関して認定させていただく。長期優良住宅の認定を受けられたものは、5年間ですけど、税制優遇を受けられるというような形になっています。

山田伸幸副委員長 具体的に分かりやすく、こういったものが長期優良住宅なのかを答えていただきたい。

迫田都市計画課建築指導室長 具体的に言いますと、長期的にある一定の構造基準といたしまして、地震に関して、通常地震よりも1.25倍の強度がある。あと適切な維持管理ができるようにということで、配管が容易に取り換えられるようにということで、配管を基礎のコンクリートに埋設しない。あとは常時点検ができるように点検口を設け、断熱等も省エネルギー性に適合するようにということで、断熱の基準に適合したもの等となっています。

山田伸幸副委員長 そういう住宅は、今の説明ではほとんどないということなんですが、そもそもこれは広く建築業界では知られている制度なんではないか。

迫田都市計画課建築指導室長 ほとんどないのではなくて、年間70件程度あります。今回該当するものがほとんどないということになります。実質的には認定審査の方法が3通りありまして、一般的には国が指定しました登録指定検査機関に技術的な基準、説明させていただきました仕様に適合しているかどうかを、ほかの機関で審査していただいて、その適合証を添付して認定申請されるもの。次に住宅性能評価といたしまして、ある程度基準がかぶるものですね、住宅性能評価の設計評価を受けられたものに関して、それを添付して申請されるもの。あとは技術的基準全てを市で審査するものの3パターンあります。今回改正になったのが技術的基準を含めて全て市で認定される部分が消費税に関して値上げするようになっています。どうしても審査する時間や事務の手数料が掛かってきますので、その該当する部分に関しての値上げとなっています。今までそういう形で市が全て技術的基準を認定したものはありませんので、今後もそういうふうに出てくるものではないのかなと考えています。

松尾数則委員 山陽小野田市の特定行政庁ではそういった申請が出てくるわけですね。もし必要であれば出てくるわけですが、そういう物件が余らないということなのか。70件の中には入っているということなのか。

迫田都市計画課建築指導室長 70件全てが登録指定検査機関の技術審査を受

けられて、適合証を添付して申請されるものということになりますので、技術的な基準が適合しているという証明書を付けていただきますから、市として審査する時間が少ないと。

松尾数則委員 大体こういった内容というものはプレハブメーカーが大体申請して取られることが多いんですよね。だから山陽小野田市の一般建築業者辺りでここまでやろうというところが余りいらっしやらないんじゃないかという気がするんですが、申請される業者もいらっしやるんですか。

迫田都市計画課建築指導室長 少ないですがいらっしやることはいらっしやいます。ただ、ほとんどが住宅メーカーという形にはなります。

山田伸幸副委員長 3の既存住宅というのがあるんですけど、この既存住宅というのもそれなりの件数があるんでしょうか。

迫田都市計画課建築指導室長 既存住宅といいますのが28年4月から追加されたことになるんですが、今まで申請が出てきた物件はありません。

大井淳一郎委員 一応環境のほうも聞いておきましょう。大した質問ではないんですが、それぞれ実績は少ないということなんですけど、今挙げられている項目で、それぞれの内訳を教えてください。

木村環境課長 29年度の申請件数で美容所が2件、旅館業法の関係で1件、公衆浴場法の関係で1件、クリーニング所で1件。29年は5件でした。

大井淳一郎委員 最後の19の化製場とは何ですか。

木村環境課長 化製場というのは権限委譲を受けてから、この許可業務を行ったことはないんですが、県が指定する区域、山口県内で指定する区域というのがありまして、基本的には市街地になるんですが、指定されたものの中で牛とか、馬、豚が1頭以上とか、綿羊、ヤギであれば4頭以上とか、ニワトリであれば百羽以上というような規定がありまして、そちらを県が指定する区域内において、それを飼育する場合につきましては一定の基準に沿った飼育舎を建築しなさいよということで、その確認作業があるかどうかという形です。この指定区域が旧山陽町には山陽総合

事務所の周辺、埴生支所の周辺があります。旧小野田にはその指定区域がありません。その中だけで実際に飼育をされるという場合について、そういうものが発生するということですので、過去においてはこちらの件数はありません。

大井淳一郎委員 17番の公衆浴場なんですけれども、思うに銭湯のことかなと思ったんですが、そういったものはないと思うんですが、このような申請はそれに限らないということで1件あると思うんですが、こういったものでこういう申請があるんでしょうか。

木村環境課長 こちらの公衆浴場法ですけども、本来の銭湯、そういった分と公衆浴場とそれ以外、その他公衆浴場というのが二つ分かれます。公衆浴場というのが県の金額で示された昔で言いますと公園通り辺りに1件ありましたが、それが廃業になりました。その分はありませんが、その他公衆浴場というのがホテルに付いているようなものとか、ゴルフ場についている公衆浴場ということで、そこの中だけの料金でやればいんでしょうけど、そこるところで料金をちゃんと取って、外部の方が来られてもその分の営業をしますよというところに限っては、ちゃんとしたその他公衆浴場で申請して許可を得るようになっているので、その部分です。先ほど申しました分につきましては、ホテルが1件ほどありました。

吉永美子委員長 ほかによろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を閉じたいと思います。討論はありますか。

山田伸幸副委員長 消費税に伴う料金の値上げということで、本議案については反対をします。

吉永美子委員長 反対討論がありました。ほかに討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）採決に入ります。議案第28号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 賛成多数。議案第28号は可決すべきものと決しました。それではここで職員入替えのため、9時25分まで休憩します。

午前9時17分 休憩

午前9時25分 再開

吉永美子委員長 それでは休憩を閉じまして民生福祉常任委員会を再開します。日程第2、議案第34号山陽小野田市食育推進会議条例の制定について審査を行います。執行部の説明をお願いします。

尾山健康増進課長 議案第34号山陽小野田市食育推進会議条例の制定について、説明します。この条例は、食育基本法第33条第1項の規定に基づき、山陽小野田市食育推進会議を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものです。お配りした資料を御覧ください。まず、1. 制定理由ですが、本市における食育の推進に関して、市食育推進計画の作成及びその実施を推進していくために設置するものです。この会議を設置することで平成31年度から推進する第2次山陽小野田市食育推進計画を総合的かつ計画的に推進していきたいと考えています。次に、2. 委員構成については、資料のとおりです。委員構成理由につきましては、右側の破線で囲んだところを御覧ください。食育とは、生きる上での基本であり、様々な経験を通して、知識や選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。そのためには、単に栄養や食事といった健康づくりの面だけではなく、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について理解を深めることや、伝統的なことや作法と結び付いた食文化の伝承、食品ロスの問題など様々な面からのアプローチが必要であり、また、幼少期からの教育も重要となります。これらのことを鑑み、本市においても平成31年度から進めていく第2次食育推進計画の重点課題を、資料の下の（参考）部分の2のように置いており、多方面から食育を推進していくことを計画しています。よって、農林水産や環境、教育分野など関係する多機関、多分野での審議が必要となることから、この委員構成に記載してあるような関係者に委員をお願いしたいと考えています。委員の任期は2年間です。条例の施行日については、平成31年4月1日としています。説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

吉永美子委員長 執行部からの説明が終わりましたので、委員の質疑を受けません。

杉本保喜委員 第一次総合計画の中では今回の件の前進的な活動をいろいろやっているわけですね。例えば食育推進地域連絡会議、それから食育推進計画策定協議会、プロジェクトチームというのも推進の中でやっていますよね。そういう実績を捉えて、今回の推進会議というものを一つにまとめて全体的にやりますよということなのかということをお尋ねします。

尾山健康増進課長 ただいま紹介がありました各種プロジェクト、委員会で今までもいろいろな協議は重ねてきました。ただこの食育推進計画における諮問機関として現在は山陽小野田市健康づくり推進協議会、これに諮問を掛けていましたが、健康づくり推進協議会はどちらかというところ、保健、医療に関係する専門の委員で構成しているため、先ほど申しました農林水産関係だとか、環境分野の専門的な知識をお持ちの方が少なかったということもあって、このたびそういう方々も含めた諮問機関ということで、このたびの条例を制定したいと考えています。

杉本保喜委員 委員構成が15名以内と。15名という数字がどこから出てきたのか。各市町によっていろいろこの数値が違うんですけど、今私がちょっと言いましたいろんな会議でもって、かなり回数を重ねながら、活動している実績もあるんですけど、今回の推進会議そのものがどういような編成で、どういう成果を求めてやっていくのかというところなんですよね。これが一番幹になるのかと。活動に対してこの会議そのものが一番牽引力になる会議になるのかどうかということはどうなんだろうかと思っているんですけど、その辺りいかがなんでしょうか。

尾山健康増進課長 最初に15名以内という人数に関してですが、これに関しましては先ほど委員構成の中でこういう関係分野の方が必要という説明をしたんですが、その関係者の中で大体どういう方に入っていた方がいいのかというのを、今までの計画策定等の経緯の中である程度必要な団体というのを想定しています。その辺も踏まえて15名以内というところになりました。次にこの会議による成果だとか、これが根幹となるのかというところの質問ですが、やはりこの食育推進会議を設置す

ることで食育推進をより一層進めていくんだというところと、健康づくりだけではなく、多方面から審査をしていただく、そういう目的を持っています。そういった意味からもこの推進会議が一番の基となっていくと考えています。

杉本保喜委員 私が一番気にしているのは、一つは給食センターができたということで児童の食育がどういうふうになっていくかというのは、保護者も非常に注目していると思うんですね。その辺りのところも含めて、この推進会議の中に項目として挙がっていくのか。そうなるのかなり幅広い活動をせざるを得ないということになるんですけど、その辺りはどうですか。

尾山健康増進課長 児童の食育というところも非常に重要になってまいりますので、今この委員構成の中で3番目に保育園、幼稚園、学校関係者、この中に現在の想定ですけれども、幼稚園だとか教育委員会の給食部会だとか学校関係、こういったところにも入っていただいて、児童の食育にも力を入れていきたいと考えています。

矢田松夫委員 さっきの課長のこれまでの会議とこれからの会議の違いは分かりました。これまでで言えば、ここに書いてあります単に栄養や食事等の健康づくりじゃなくて、今度は専門的な意見を取り入れた会議を作るんだと。こういう違いが分かったんですけど、この会議は年に何回ぐらいで、報酬は、また分科会でやりますけど、ついでに報酬がどれぐらい発生するのか。この2点をお願いします。

加藤健康増進課食育連携係長 会議の開催につきましては、年に2回を想定します。報酬につきましては、一人2,000円で想定しています。

矢田松夫委員 年に2回というのは、こういうもので専門的な見地を聞くということが年2回で事足りるのかどうなんでしょうかね。

尾山健康増進課長 食育推進計画の推進に関しましては、先ほど杉本委員がおっしゃられたほかの策定委員会とネットワーク等もあります。こういった中で検証していきながら、さらにその集約したものをこの推進会議に掛けるという形にしていますので、計画の策定年度になりますと、開

催回数はちょっと増やしていく必要があるかと思いますが、進捗管理に関しては年2回でと考えています。

杉本保喜委員 第一次総合計画の中でもちょっと分かりにくいなと思ったのは、いろいろな会議を持ってそれぞれ活躍はされているんですが、今言われましたようにブロック図というか、意見集約はここにあるんですよと。そしてここでこういうことを討議して、こういうふうに持っていきますよという一つの組織図というかね。そういうものはやっぱり第二次総合計画では示す必要があると思うんですよね。その辺りは考えておられるんですか。

尾山健康増進課長 第二次総合計画自体は出来上がっていますので、今のフロー図というか、図のようなものは原課で整理していきたいと考えます。

杉本保喜委員 年2回の根拠は何なのかというふうに思うんですよね。やはり、季節柄もあるだろうし、今までの総合計画の中を振り返ってみて、どの辺りで、年間、どういう問題が出そうだな、出たなというようなところを振り返ってみて、年2回というのは非常に短いと思うんですよね。それから、特に学識経験者というのは、どこぞの非常に見識のある教授を呼ぶとか、そういう方法を考えておられると思うんですけど、そういう人たちから一つの示唆に富んだ話を聞く機会というのも考える必要があると思うんですよね。それともう一つは、地区組織関係者というのが、どの辺りで、どのレベルの人たちを集めていくのか。その人たちは地域の意見を吸収したいという思いで加えていると思うんですけど、そういう人たちの意見が年2回の会議の中で、しっかり吸収できるのかという疑問が起こるわけです。その辺りはいかがですかね。

尾山健康増進課長 質問にありました地区組織関係者につきましては、現時点では食生活改善推進協議会と母子保健推進協議会を想定しています。その方々とは、この会議以外でも様々な意見交換を行う場面がありますので、そういったところで細やかに意見を収集しながら、年2回の会議では集約したものを検討していくという形を取りたいと思っています。

大井淳一郎委員 今回公募により選考された者も入っているんですが、この枠は何人ぐらいでしょうか。

加藤健康増進課食育連携係長 2名を想定しています。

大井淳一郎委員 話を聞く限り、専門的な見地で意見を頂くと書いてあるんですが、公募の方を入れる意味はどこにあるんでしょうか。

加藤健康増進課食育連携係長 今回、委員の選定以外にも地域で食育に関心が深く、ボランティア活動などをしておられる市民の方も多くいらっしゃいます。そういった方々も公募として応募いただけたらと考えています。

大井淳一郎委員 応募の際ですね、例えば、作文というのや仰々しいかもしれませんが、ある程度そういった希望する理由とかを書かせるものがあるのかという点と、今これが生きていくかどうか分かりませんが、こういった会議に重複して出られるのは五つまでとか、そういうのは生きていくのかどうかについて。

加藤健康増進課食育連携係長 応募の際に食育に関する考え等は伺う予定としています。また、諮問機関ですので、ルールに従って、ほかの会議と重複できる範囲での委員構成とする予定です。

山田伸幸副委員長 先ほどから懸念されているのが、年2回で足りるのかという心配ですね。山陽小野田市の食育推進計画を作るのに、やはり間が空いて、前回の議論から次の議論、それをどうやってつないでいくのか。一番手っ取り早いのは何でもかんでも事務局が用意して、それを議論していただいて、それを少しだけ手直しして、また次で、また事務局が手直ししたものを提案するとか、そういうのがよくありがちなパターンなんですけど、こういった皆さんの意見がきちんと反映された、そういうものになるのかどうなのか。その辺の仕組みというか、どのような成り立ちを考えているのでしょうか。

加藤健康増進課食育連携係長 今年度計画を策定しました検討委員会も2回の会議を開催していますが、2回の会議の前に、しっかりそれぞれの団体の方々に食に関連する課題を事前に意見を頂きまして、それをまとめたものを資料として提示します。それをたたき台として、計画の策定をしていますが、同様に会議前に意見を伺い、それをまとめたものを資料として提示するという形で、2回の会議ですが、意見をお伺いする機会を

その前に持ちたいと考えています。

大井淳一郎委員 第2次山陽小野田市食育推進計画というのは来年度でできるものなんでしょうか。それとも翌々年度ということなんでしょうか。

加藤健康増進課食育連携係長 今年度、策定の検討委員会を既に実施して、素案はできています。今年度完成、来年度から推進の予定です。

大井淳一郎委員 既にできている素案に従って実施するということですか。計画は策定されたということですか。

尾山健康増進課長 現在パブコメが終了しています。来年4月から開始になります。

杉本保喜委員 推進会議は年2回ということで、立ち上がりは4月に第1回目はやると考えていいですか。

尾山健康増進課長 4月とは決めていませんが、早いうちに1回は開催したいと考えています。

山田伸幸副委員長 ということは公募委員については公募が行われているんですか。

尾山健康増進課長 公募委員は予算が通ってから、今から掛ける予定になります。

杉本保喜委員 市の食育推進計画というとならう食育プランですよ。これが23年から始まって、今年度で終わりという期間なんですよ。その期間を見たときには、今言われるように31年度4月から次のプランとしてスタートするという解釈になるんですけど、今言われるように4月でやるかどうか分かりませんがというのは、ちょっと不安があるんですよ。というのは1回目はやはり学識経験者等を全部集めて、こういう方向でやりますよということを理解された上で、意見を頂くという形が一つの流れと思うんですけど、その辺りはどうですかね。

尾山健康増進課長 先ほど質問にありましたが、公募委員の関係があります。予算が通ってから公募を掛けるという手順を考えれば、急ぎたいという思いはありますが、4月中の開催になるかどうかは微妙だと考えています。

山田伸幸副委員長 重点課題が出てきているんですが、これが今までの会議等である程度出てきた素案の中身をなすものなんでしょうか。

尾山健康増進課長 重点課題については第2次食育推進計画における重点課題です。

山田伸幸副委員長 これはどういったことで挙げられてきたのか。単にぽんと挙がってきたのではなくて、何かの、例えば第1次の食育推進会議の中でいまだに達成できなくて、このようにしていくんだとか、そういうふうな形があるかと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

尾山健康増進課長 平成30年度中に第2次山陽小野田市食育推進計画の計画作りを行ってきたわけですが、その中で第1次の反省点だとかを踏まえながら、計画策定委員会でこの辺が重点であろうというものを課題として出してきています。

吉永美子委員長 聞き落としていたら申し訳ないんですが、食育基本法は平成17年にできた法律ですよ。その法律を根拠とされていて、第33条にこのようにあると、置くことができるというところで、14年ぐらいたって食育推進会議を立ち上げるようになった理由は何でしたっけ。

尾山健康増進課長 食育基本法ができて結構たちます。食育推進計画は庁内プロジェクトだとか、計画の検討委員会で協議を重ねて、最終的に健康づくり推進協議会という附属機関に諮問していただいていた。健康づくり推進協議会というのが保健医療の方が中心として構成されていますので、食育基本法は農林分野だとか環境分野、教育分野、この辺もきちんと入れ込んだ形で作っていくようにということが打ち出されている関係からも、少し健康づくり推進協議会だけでは諮問機関として、ちょっと偏ってしまうのではないかということで、この時期になりましたが、多方面から審査していただける食育推進会議の条例をこのたび出したと

ころです。

吉永美子委員長 県内の状況はどうなんですか。他市の状況は。

尾山健康増進課長 県内では下関市、宇部市、下松市、岩国市、周南市が設置していますが、全て要綱設置でしています。本市は食育を重点的に行っていきたいという思いもありましたので、このたび、このような形で上げました。

吉永美子委員長 立ち上げるには時期的に遅いなという感じはしたけど、県内では、山陽小野田市は食育を進めてくる中で、課題としては今の進めていることだけではいけないということで、どちらかという県内では、先を走って頑張っているという認識をしました。

山田伸幸副委員長 環境リサイクル関係者が入ることになっています。併せて農林水産関係が入ることなんですが、これはどういった見識を希望されて、委員にしていこうとされているんでしょうか。

尾山健康増進課長 まず、環境リサイクル関係者につきましては食育基本法の中で食品の廃棄物の発生だとか、その再利用の状況の研究や情報を提供していくことなどがうたわれています。そこから食品ロス削減を目指した運動の展開に取り組んでいく上での見地をお持ちの方を想定しています。農林水産関係につきましては、食育基本法の中に農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人の活動の重要性について理解が深まるように努めていくというようなものがありますので、実際に農業や漁業に携わる方の専門的な見地から意見を頂きたいと考えています。

恒松恵子委員 重点課題を拝見しまして、食育と言ったらどうしても子どもたちかなと思ってしまいがちなんですが、スマイルエイジングに向けて、高齢者に向けての食育推進する委員構成にする予定はありますか。

尾山健康増進課長 食育に関しましては子どもだけでなく、全世代を対象としたものと考えています。高齢者のことを中心として話す方が委員構成の中に入っているかということ、高齢者に特化したということではありませ

んが、ほかの委員には高齢者も含めた食育計画なんだよということを中心にちゃんと伝え、協議をお願いしたいと考えています。

杉本保喜委員　うちのほうはこの条例がなかったということなんですけど、私は先ほど言いましたように、市の食育推進計画のねたろう食育プランはこれから作ろうとしている推進計画の案の中に重点課題を全部フォローしていると思うんですよね。ねたろうの「ろう」の字は「老若男女」を含めてという考え方。それからリサイクルもこの中に入っているということで、私はようやく具体化というか、皆でやろうレベルを更に条例化したということで、私は非常にいい形だなと思っています。その辺りのところは、しっかりねたろうプランを組んでやっていきたいと思うんですが、その辺りはいかがですか。

尾山健康増進課長　その辺りもしっかりと進めていきたいと考えています。

吉永美子委員長　第6条の中に「会長は会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない」とあります。これは、今のところ年2回の予定ですが、その1回終わるたびに、市長に対して結果を報告していくという考え方でよろしいですか。

尾山健康増進課長　そのとおりです。

吉永美子委員長　それに対して市長から提言等があった場合には、それを持ち帰って、次の会議で「市長からこういうふうに申出がありました」ということで、またやるということの認識でよろしいんですか。意見を頂くということでしょうか。

尾山健康増進課長　そのとおりです。

山田伸幸副委員長　大事なことは、計画は作ったけれど、それがどのように実施されていくか。あるいは広く子どもたちや、いろんなところに広まっていくかが大事だと思うんですけど、その辺の後のことについてはどのようにされていこうとしているんでしょうか。

加藤健康増進課食育連携係長　来年度当初は概要版を策定しまして、健康教育

等の様々な場面で計画の周知を図ることを考えています。

山田伸幸副委員長　ということは計画ができたなら、それに対応するようなパンフレットなんかを作って、それを広く周知していくということによろしいのでしょうか。

加藤健康増進課食育連携係長　その予定です。

吉永美子委員長　ほかにありますか。「なし」と呼ぶ者あり）質疑を閉じます。討論はありますか。「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。採決に入ります。議案第34号山陽小野田市食育推進会議条例の制定について、賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長　議案第34号は可決すべきものと決しました。次に日程第3に入ります。議案第43号財産の無償譲渡について、執行部の説明をお願いします。

尾山健康増進課長　議案第43号について説明します。この議案は、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。まず、無償譲渡する財産は、旧山陽小野田市小野田保健センターです。所在地は東高泊1947番地の1で、議案に添付している地図のとおりです。建物の構造は鉄筋コンクリート造2階建て、延床面積は599.27平方メートル。建築年は昭和56年で、この3月で、築38年となります。譲渡の相手先は、「一般社団法人小野田医師会」です。小野田医師会につきましては、平成31年4月に厚狭郡医師会と合併を予定されており、合併後は名称を「一般社団法人山陽小野田医師会」とし、小野田医師会の権利義務は継承されると聞いています。

財産の譲渡理由及び譲渡先の選定理由につきましては、お渡しした資料を使って説明します。まず、1番目の財産を譲渡する理由につきましては、1点目として現況のまま市が保有を続けることにより、市の経費の負担が続くこと、2点目として民間等に譲渡し、再活用することで、経費削減につながるだけでなく、固定資産税等の新たな収入を生み、市

に財政的なメリットがあること、3点目にもし貸付けという方法を選択した場合、譲渡と比較して財政的なメリットは少ないこと、以上のことより、貸付けではなく譲渡することを考えました。

次に、財産の譲渡に係る方向性として、1点目に旧小野田保健センターの同敷地内の環境及び近接した位置に市民病院があることから、本市の保健・医療の拠点として、その充実に資するものであること。そして2点目に隣接する急患診療所の業務に支障を生じさせないものであり、また、急患診療所業務の円滑な遂行のための緊急的・一時的な使用が可能であること、3点目に譲渡する財産は建物のみとし、土地については有償貸付けとすること等を定めました。

そのことを踏まえ、3、譲渡先の選定になりますが、一般公募は行わないものとし、方向性を全て満たす団体として、かねてより旧小野田保健センター建屋の活用について要望のあった小野田医師会を譲渡先として選定したものです。なお、小野田医師会からは厚狭郡医師会との合併後の新医師会の事務局等として活用したいとの要望を受けています。

議案にお戻りください。3の無償譲渡の目的につきましては、今説明しました方向性と重なる部分もありますが、地域保健医療や地域包括ケアの拠点としての充実を図り、もって、地域住民への良質な医療・保健サービスが提供できる体制を構築することです。次に、4、無償譲渡の条件です。条件として、譲渡した建物は、「地域医療・保健・福祉に関連するものとして使用し、他の目的に供してはならない」としています。

次に、無償譲渡とする理由につきまして説明します。資料の4番目、無償譲渡とする理由です。まず1点目に、有償譲渡の場合と比較して、市にとって財政的なメリットが大きいと推定されることです。

資料の2ページの別記部分を御覧ください。まず、有償・無償にかかわらず、財産を譲渡することによるメリットとしては1の(1)の管理運営費が削減できることです。電気料金につきましては、今後、小野田保健センター部分と急患診療所部分を切り分け、子メーターで対応することを考えています。そのことにより、基本料金の2分の1を譲渡先に負担してもらうようになることでの削減予定金額を記載しています。修繕料につきましては、貸付けとした場合は市の負担になりますが、譲渡することで譲渡先の負担となります。この金額は過去5年間の年間平均金額を記載しています。次に(2)の建物解体経費です。この金額は、南部福祉センターの解体経費を基準として試算したのですが、2,300万円程度になると試算しています。

次に、財産の譲渡により新たに発生する支出、いわゆる市にとってのデメリット部分ですが、(1) 施設整備費補助金返還額があります。昭和56年、小野田保健センターの建設に当たり、国庫補助金2,060万5,000円、県補助金1,030万2,000円の補助を受けています。施設の耐用年数が50年ですので、耐用年数内の財産処分について確認しましたところ、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の関係で、無償譲渡や貸与の場合は補助金の返還は必要ありませんが、有償譲渡や貸与の場合は、残存年数分の補助金を返還する必要があります。その額が、平成31年度で計算した場合、国県合わせて741万7,680円となります。(2) その他の経費としましては、急患診療所の水道設置や電気設備の工事等に伴う経費となります。次に、財産の譲渡により新たに発生する収入、いわゆる市にとってメリットの部分です。まず、考えられるものとしては建物売却収入です。もし、有償譲渡とした場合は、その売却収入が見込めますが、旧小野田保健センターは御存じのとおり老朽化した建物である上、将来的に発生する解体工事等の負担が重く、売却そのものが困難と見込んでいます。また、売却できたとしても、先に説明しました、有償譲渡による補助金返還額741万7,680円を上回る売却額になることはないと考えられ、そうすると、市に差損が発生する見込みとなります。ほかに発生する収入として固定資産税等及び土地貸付料があります。その試算額は年間約109万6,000円となります。以上の説明を1枚の比較表に表したものが3ページ目の参考部分になります。この比較表は、旧小野田保健センター建物の耐用年数を50年として、残存する12年間における収支の試算総額を、無償譲渡の場合と有償譲渡の場合に分けて表したものです。御覧いただいて分かるとおり、建物売却収入をゼロ円とした場合、収入に関しては、無償譲渡でも有償譲渡でも変わりありません。一方、支出に関しては、管理経費の削減や解体費用削減等は変わりませんが、無償譲渡と有償譲渡で唯一違うのが、施設設備費補助金返還金です。無償譲渡であれば市の支出はゼロ円となりますが、有償譲渡であれば市の支出が741万7,680円となることから、無償譲渡のほうが市にとって財政的なメリットが大きいと考えました。

資料の1ページ目、4にお戻りください。無償譲渡の理由の2点目は医療環境が厳しさを増す状況下にあって、本市の地域医療のみならず、保健・福祉・教育分野において、医師会と、より強固な協力関係を構築できることです。現在も、健康増進部門だけではなく、高齢福祉、障が

い福祉、国保、そして教育委員会等、多方面に渡り、医師会の協力をいただいているところですが、現在言われている医師不足や医師の高齢化など、医療環境も今後益々厳しくなることが予測される中、市と医師会の協力関係をより強固できるものと考えています。そのことで、今後も、安定した医療・保健行政を市民に提供できるようにしたいと考えています。

議案にお戻りください。無償譲渡の日につきましては、水道電気の分離工事等が終了してからと考えており、平成31年6月1日と考えています。御審議のほどよろしくお願いいたします。

吉永美子委員長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を受けます。

矢田松夫委員 全体的で言いますけど、6月1日からスタートさせるんですけど、契約書の見本は出せないですか。あるんですか。

尾山健康増進課長 仮契約を結んでいますので、それは出すことができます。

矢田松夫委員 今日出せますか。

尾山健康増進課長 今日提出できます。

吉永美子委員長 委員の皆さんが必要であれば出してもらいます。（「はい」と呼ぶ者あり）あったほうがいいですね。分かりました。

矢田松夫委員 私が求めたいのは契約書の内容でありまして、相手がどうのこうのではなくて、例えば土地の契約が1年なのか何年なのか、そういうところを見たいんです。別に相手とのどうのこうのは質問しませんので。

吉永美子委員長 仮契約でもありますので、回収でいいですね、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）見せていただいて、内容を見たいということです。すぐに出ますか。（発言する者あり）資料を出していただくまで暫時休憩します。

午前10時9分 休憩

吉永美子委員長 それでは休憩を閉じまして委員会を再開します。改めて質疑のある方挙手をどうぞ。

矢田松夫委員 これは無償譲渡という契約書になっていますけど、先ほど言った土地の賃借の収入が入ると言われましたけど、それは別の課で契約をし直すという理解でいいんですかね。

尾山健康増進課長 仮契約の第8条に借地契約に関しては別途締結する予定にしています。

矢田松夫委員 先ほど厚狭郡医師会との合併が予定されていると言われましたけど、代表者が代われば当然契約をし直すということでもいいんですかね。

尾山健康増進課長 このたび医師会同士の合併は対等合併ではありますが、形式的には吸収合併の方式を取られると聞いています。そのため小野田医師会の権利等は全て新医師会に継承されると聞いていますので、また別に契約を交わす必要はないと考えています。

松尾数則委員 今厚狭医師会との合併の話もありましたけれど、無償譲渡がなぜ今の時期なのか。合併した後でもよかったのではないかなという気がするんですが。

尾山健康増進課長 時期に関しましては医師会の合併もまだ決定ではありませんので、こちらとしましては不要になった建屋を早く利活用したいということでこの時期に挙げています。

大井淳一郎委員 その他の経費なんですけれども急患診療所水道設置給水、電気設備取付その他諸経費を市が負担する形になっているんですが、なぜ市が負担するんですかね。（「資料のほうですか」と呼ぶ者あり）資料の2ページですね。財産譲渡により新たに発生する支出、デメリットということでその他の経費が掛かる見方でいいと思うんですが、これを見ると急患診療所うんぬんは200万ぐらひは市が負担すると。3ページも支出が206万9,000円が合計だと思っんですが、なぜ市が負担す

るんですか。

銭谷健康増進課課長補佐 小野田保健センターがもともとある母屋でして、急患診療所を建て増ししている関係で水道、電気等が全部母屋から引いているものになりますので、急患診療所は市で残る施設になりますので水道は別途新しく引き直すのと電気は同じ敷地内で引くことができませんでしたので、子メーターを急患診療所に設置し、あと建物が市の建物でしたので、表題登記等がありませんので譲渡する、そして建物がマンション等の区分所有になりまして二つの建物が並んでいますので、全体を登記する必要がありますのでその費用も市で負担しています。

大井淳一郎委員 表題登記は書いてないんですが、7条2項は一応医師会が負担するとなっていますので、登記費用、登録免許税はいいんですよね。

銭谷健康増進課課長補佐 7条2項で想定していますのは市の名義にするまでの費用でして、市から医師会にするのは向こう持ちという契約になっています。

大井淳一郎委員 廃棄物処理委託料は何ですか。

銭谷健康増進課課長補佐 小野田保健センターにあります大型の業務用冷蔵庫が壊れていましてその処分費です。

大井淳一郎委員 繰り返しになりますが、これらの諸経費を市が持つ正当性を説明してください。

尾山健康増進課長 まず産業廃棄物は不要なものになりますので、市が責任をもって撤去する必要があると考えています。また、登記は先ほどの補佐の説明と重なりますが、表題登記の部分等は本来所有者が行うべきものであると考えていますのでこの部分は市が行うべきだと考えています。

大井淳一郎委員 先ほどの説明と重複するかもしれませんが、給水工事とか電気設備をなぜ市が負担するのかお答えください。何が言いたいかというところならまだしも、無償譲渡ですからその辺を加味すべきではないかなという意味で質問しました。

銭谷健康増進課課長補佐 小野田保健センターを譲渡しましたので、要は急患診療所の給水がなくなりますので、新たに引く必要がありますので、こちらで設置しています。電気設備も同じで本当は全部電気も新たに引く予定でしたが、中電の約款で同じ敷地内で2回線引けないので、分けることにしています。急患診療所はトイレが多目的のトイレと普通のトイレと病室の奥にあるトイレと3か所もあるんで、結構給水が必要なので新たに引くということです。

松尾数則委員 いろいろお話を聞いたら、小野田医師会からこの会館を使いたいと意思表示が昔からあったみたいですが、やっぱりあったんですか。

尾山健康増進課長 医師会から要望書が出ています。

松尾数則委員 今回の無償譲渡で地域保健医療や地域包括ケアの拠点という表現がしてあるんですが、基本的には何をするのがよく分からないんですが、どういうことを考えていらっしゃるんですか。

尾山健康増進課長 現在伺っているのが新医師会の事務局としてだけでなく、薬剤師会の事務局、そして将来的には歯科医師会の事務局も同じ場所に置こうという構想があると伺っています。そのように三師会の事務局が1か所に集約され、24時間体制の訪問看護ステーションもあることから在宅医療介護連携での連携の拠点になると考えています。

山田伸幸副委員長 第10条瑕疵担保、隠れた瑕疵を発見というのがあるんですけど、具体的にどういうことを想定しているんですか。いわゆる旧炭鉱の跡が考えられているんでしょうか。

銭谷健康増進課課長補佐 想定されるのは雨漏りとか給排水の漏水とか、そういうことではないかと思います。

山田伸幸副委員長 ということはこの建物は別に解体はせずにそのまま利用するという意味なんですか。これはそもそも耐震基準に適合しているのかどうかその点と併せてお答えください。

尾山健康増進課長 この建物は新耐震基準ができる前に建っていますので、耐

震基準は満たしていない可能性があると思っています。今後医師会が解体されるかどうかその辺の話までは伺っていませんので、このまま利用されるのではないかと考えています。

山田伸幸副委員長 それと先ほどの説明では薬剤師会と歯科医師会も入るということなんですけど、それは又貸しにならないんですか。

銭谷健康増進課課長補佐 第11条に記載があると思いますが、甲の承認があった場合はこの限りではありませんので、事前に承認を求められると思います。

山田伸幸副委員長 要するに目的にあった又貸しはオーケーだよということなんですよね。これは又貸しではないんですか。

岩本福祉部長 建物自体は譲渡しまして所有権が既に医師会に移っていますので又貸しという考え方はまずないと思っています。譲渡先の自主的な判断でその他の方に貸し付けることについては市の承諾を前提としますよという契約の内容になっていますので、これによって運用していきたいと考えています。

山田伸幸副委員長 ということは、既にそういう申出があるということなんでしょうか。

岩本福祉部長 一応お話としては伺っていますけれども、正式に医師会とその他の団体とのやり取りは確認していません。なされてないかもしれませんが。

大井淳一郎委員 まともにこの転貸とか譲渡とみると、例えば医師会が歯科医師会等にそのまま渡すとか、そのまま貸すなら分かりますけど、単に医師会が共用するということですよ。だからこれはそもそも甲の承認とかではなくて転貸ではないということですよ。そう解釈しないとおかしくなると思うんですが。

古川副市長 正に今大井委員が言われるとおりで、主体となる医師会が去ってA、Bに貸すのではなくて医師会が主体となる中で自分たちと同じ方向

の考え方のところにシェアをするという考え方で御理解いただけたらと思います。

大井淳一郎委員 仮契約の第12条の相隣関係への配慮なのですが、地元自治会近隣住民等と良好な関係を築くよう配慮してくださいということなのですが、具体的にはどのようなことを意味しているのでしょうか。

岩本福祉部長 旧小野田保健センターの時代から自治会との付き合いもかねてよりあります。また周辺に公園あるいは民有地との関係はしっかり築いていただきたいということで、この条文を入れたところです。

大井淳一郎委員 あんまり頻繁ではないと思うのですが、近隣自治会が自治会の総会とか何かの会議でここを使いたいということがあれば利用は必要な限りでできるという意味で理解してよろしいでしょうか。

尾山健康増進課長 協力できる範囲では貸出しはできるという話はしています。ただし、お休みの日となると厳しいかもしれません。

松尾数則委員 市の大切な財産を無償譲渡することに関しまして、医師会が頑張っていらっしゃるのは十分承知はしているんですけど、山陽小野田市で医師が偏在しているのは事実なんですよね。そういった地域もあって例えば医師会で診療所を設けるとかいう活動も含めてこれからも頑張ってもらえるように行政からもいろいろ指導してもらえると有り難いと思っているんですが。

岩本福祉部長 ただいまの指摘は今までも説明していますが、市内におきまして医師の偏在という考え方は持っていません。ただし、いろんな不便地区があることは承知していますので、医師会との協議を今後も続けていきたいと思っています。ただ御承知のとおり、ただいま医師の不足、特に山口県は医師が少ないと国からの指定も受けたところです。そして医師の高齢化で当直体制、休日も含めまして夜勤の体制が非常に組めないという事情もあります。大変厳しい状況にあるということは御理解いただきたいと思います。

山田伸幸副委員長 これまで小野田保健センターを利用して集団健診も行われ

ていましたが、今後どのようになるのでしょうか。

尾山健康増進課長 平成30年度も小野田保健センターでは行っていません。その分を様々な地区の公民館だとかスマイルキッズだとかいう場所に移して行っているところです。

大井淳一郎委員 議案の裏の地図ですが、小野田医師会館の建物の所有者は医師会でよろしいですかね。つまりこれをもし解体することになった場合に費用を市が持つのはおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

尾山健康増進課長 医師会館の所有は医師会が所有されていると認識していません。

大井淳一郎委員 この敷地は今医師会がこの範囲で市から借りているんですかね。この土地の所有はいかがですか。

尾山健康増進課長 こちらは市の土地になります。

大井淳一郎委員 つまり賃料を払っているということですね。

尾山健康増進課長 そのとおりです。

大井淳一郎委員 資料の2ページですがメリット、有償と無償の比較なんですけれども、有償とした場合の建物売却収入ゼロ円、売却困難と見込まれるからと書いてあって3ページは有償譲渡ゼロと書いてありますけど、こういう比較はどうかと思います。ゼロだったら有償譲渡ではないので相場を書くべきだと思うんですが、もし売った場合の相場は幾らですか。

岩本福祉部長 当初の建築価格が8,900万円で建てていますがけれども、その後38年経過してしまして、耐用年数等を考えれば相当減額になると思っていますけれども、相場として幾らで売れるかははじくことは市では困難だと思っています。

大井淳一郎委員 今741万ほどいかないのでという説明だったんですが。

岩本福祉部長 相場は市場での売却可能価格だろうと思いますけれども、先ほど説明しましたとおりこの除却費用につきましては2,000万円以上の金額が見込まれますし、また先ほど申しました38年経過した後の耐用年数で考えていけば、建物の価値は相当な減額になっていることを踏まえますとこれを売却することはまず困難であろうと思います。またそれを相場としてどのぐらいで売れるかというところまで判定することはできない、難しいと考えています。

大井淳一郎委員 売却が難しいという理由は分かるんです。相場も難しいかもしれませんが、先ほど説明によると売ったとしても施設整備補助金返還金は回収できないから無償譲渡にしたんだという説明だったので、そこは1円単位で出せとは言わないので、あらかじめの相場は出すべきではないんですかね。741万円以下ではないんじゃないですか。

岩本福祉部長 一応固定資産税の評価額としては仮評価の段階ですが金額としては出ていまして3,400万円余りとなっています。これが参考になるかと思いますが、現実的に見てこの値段で売れるかというところはまだ見込めないと考えています。

大井淳一郎委員 それを出していただいてやるともし売れたら有償譲渡のほうがメリットがあるかもしれないけど、現実的には難しいという話をしてほしかっただけです。別に議案に反対という意味で質問したわけではないのであしからず。

山田伸幸副委員長 そもそも今金額を示されたんですが、耐震基準を満たしていないことが先ほどから出ているのにそういう建物は売却できるんですか。

岩本福祉部長 売却できるかできないかはそういったことも含めて売却は可能であろうと思います。当然買い主方が認識して承諾した上であれば売却は可能であろうと思っています。

山田伸幸副委員長 そういった場合に土地も全部含めて自分のものになるのであればかなり自由度があるかと思うんですけど、土地は市の所有のままということですよ。であれば建物だけ売るのはメリットがないよう

に思うんですけど、その点の検討はいかがでしたか。

岩本福祉部長 市のメリットは先ほど説明したとおりでありますし、医師会もこういう建物ですけれどもスペース的には十分にあると。また、現状訪問看護ステーションが運営されていましてそこが手狭になっている現実もありまして、そういった施設にも利用できることを踏まえまして買い手側としても譲渡を受けることにメリットがあると判断の下に契約が成立したところです。

大井淳一郎委員 地図を見ますと私もここの施設は何度か行ったことがあるので分かるんですが、とても入り口が悪いと思います。この機に入り口を良くする計画とかはあるんでしょうか。

岩本福祉部長 現在地については当初から少し狭い入り口になってはいますが、今後もこれを変えるとか改修する計画はありません。

矢田松夫委員 この前から譲渡先の禁止のところがあありますが、事前に甲の承認があればというところがくせ者であって、こういうことになれば何でもかんでも通るようになりそうなんだけど、表を見ると第4条保険事業とか健康増進とかこの限りですとかこれ以外には駄目ですとかにしないとせっきやく医療の総合的な拠点として新たに生まれ変わる場所が市役所の都合で公共性の高いものが次から次へ入ってくる可能性はないんですか。それをどこかに入れておかないと例えば公共性の高い団体とかふるさとづくりとか自治連とか事務所がないからここに入らせてくれと。医療とかを条文に入れたほうがいいんじゃないですかね。

岩本福祉部長 この建物はお手元の契約書のとおり、まず使用目的としまして地域医療、保健、福祉に関連するものとして限定していますので、その中でお互いが協議し今後の利用について一定の規制を掛けていくことになろうと思っていますので、心配は必要ないと思っています。

矢田松夫委員 公共性の高い施設を無償であげますよというのは余りなかったんですよね。ですから余計心配するんですが、例えば厚狭郡の医師会がこちらにくる場合は准看護学院がありますよね。施設も老朽化していますから、そういうのがついでに来ようかというのがあるかもしれません

が、これも医療ですから事前に甲である市役所の承認があればいいですよとか次から次へと水膨れになる危険性もないことはないですね。でも取り越し苦労せんでもいいということであればいいですよ。

山田伸幸副委員長 想定として例えば薬局とかがオープンすることはあり得ないということでしょうか。あるということでしょうか。

尾山健康増進課長 薬局等がオープンすることはあり得ないと考えています。

山田伸幸副委員長 例えば薬剤師会が入ることなんですけど、薬剤師会立の薬局がオープンすることもないということでしょうか。

尾山健康増進課長 ないと考えています。

吉永美子委員長 先ほど最初の説明ではここは事務局として医師会が活用されるということですよ。それはもちろん目的として地域医療、保健、福祉に関連する中で事務局を置いて活動していかれるという認識ですね。後ろの医師会館では合併して事務局を置くには狭すぎるということでしょうか。

尾山健康増進課長 そのように聞いています。

吉永美子委員長 先ほど大型冷蔵庫の廃棄のための金額が出てきたことであらったんですけど、山陽小野田市にもいろいろな公民館とかがあって、場合によっては古い備品を使ったりされていることもあると思うんですけど、ここにある使える備品は山陽小野田市のものとして持たてられるということですよ。

尾山健康増進課長 そのとおりです。

矢田松夫委員 もう1回尾山課長に質問しますが、薬剤師会が経営する薬局は入らないということでもいいですね。声を大きくしてください。

尾山健康増進課長 現在聞いているのが事務局としての利用ということだけですし、それと薬局を建てるためにどういう条件が必要かが私の中にあり

ませんから、その辺が詳しくお話できませんが、中に薬局ができることは想定していません。

大井淳一郎委員 そうなると11条に反しますからね。第三者に貸し付ける、業として薬局を開くに引っ掛かりますので、そういうことがあったらすぐに解約の問題になると思いますのでよろしくお願いします。

矢田松夫委員 私がなぜしつこく言うのかと言え、市民病院ができるときにこういう話があったんです。地元の薬剤師会の経営する薬局を建てらせてほしいということがあったんです。だからあえて今言うんですが、事前に想定しないとかへ理屈こねんでも一切ありませんと言ってください。

岩本福祉部長 この契約書のとおり医師会と市は誠実に信頼の下にこの契約を結びます。そして目的については契約のとおりでして当然営利目的ではっきり出てくるような施設を建てるということは今後一切ありません。

山田伸幸副委員長 急患診療所はこれまでと変わらずにここで事業を続けるということですのでよろしいですね。

尾山健康増進課長 そのとおりです。

山田伸幸副委員長 ということは、夜間等でこの会館を使用される方々によって駐車場が一杯になって急患診療所の駐車スペースがなくなる心配はないでしょうか。

尾山健康増進課長 あくまでも駐車場スペースは市の行政財産になりますので、そこが急患診療所の妨げになるようなことはないようにきちんと伝えていきたいと思います。

山田伸幸副委員長 しかしながら、厚狭郡医師会との合併、歯科医師会、薬剤師会等となると、例えば合同で会議になると相当な車が集まってしまうのではないかと心配がありますよね。特に冬場でインフルエンザのときは車の中で待たせるということで一晩で20人ぐらい患者も来られると聞いていますし、そのときに駐車場に入れないということでは非常に困るわけですが、そういったこともしっかりと先方と話ができているのか

どうなのか、その点いかがでしょうか。

岩本福祉部長 現状も既に急患診療所がある中で医師会が同じ場所でいろんな理事会とか会議とか開かれることがありますして、その場合はしっかりと急患診療所用の駐車場スペースを確保することで運用してきました。合併後におきましても会議はあり、若干会議出席者の増はあろうかと思えますけれども、暗黙の協定ではありますけれども急患診療所については契約の条文中で協力すると書いてありますので、急患診療所の運営に支障のないように万全を期してまいりたいと思っています。

大井淳一郎委員 資料の2ページですけど、土地貸付料で675平米で市の算定基準で試算と書いてあるんですが、今議案の裏にある地図は全部一筆分ということですか。それとも旧保健センターの敷地分と考えてよろしいんですか。

岩本福祉部長 貸付けする土地は当然建屋部分だけでは実際駐車スペース等も考えてあげないといけない、常駐する職員もいますので、建屋に少し幅、周辺部分を取った形での貸付けの土地として考えています。図上で示されていませんけど、この図の部分は建屋部分だけの形ですけど、その周辺部分を含めて貸すということになります。(発言する者あり)全体と言いますと…

大井淳一郎委員 急患診療所とか小野田医師会館全て含めてこの枠になるとどうですか。

銭谷健康増進課課長補佐 小野田保健センターより前が一筆でして1,966平米です。

山田伸幸副委員長 建物部分が599平方メートルで土地貸付料は675平方メートルとなっているんですが、これはどの範囲というのは分かっていると思うのでその辺を教えてください。

銭谷健康増進課課長補佐 建物面積は延べ床面積で、保健センターは建物に向かって左側に道路がありますので通路の幅を取って、小野田保健センターから後ろ側に駐車場として広くとってお貸しすることにしています。

山田伸幸副委員長 現在は小野田医師会館として存在しているわけですが、駐車場としてはどこまで利用しているのでしょうか。

尾山健康増進課長 医師会がということでしょうか。明確には分かれていないと思っています。地図で言うと医師会館から旧小野田保健センターの間にスペースがあります。ここの部分に駐車をされています。

吉永美子委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を閉じたいと思います。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。採決に入ります。議案第43号財産の無償譲渡について賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

吉永美子委員長 全員賛成。議案第43号は可決すべきものと決しました。それではここで一旦民生福祉常任委員会を閉じまして、その間一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開催します。

午前10時50分 散会

平成31年3月11日

民生福祉常任委員長 吉 永 美 子